

※ このカードは、ご本人が意思を少しでも表しやすくするとともに、投票所の事務従事者との意思疎通がよりスムーズに行われるようにお手伝いするためのものです。

とうひょうし えん
投票支援(おてつだい)カード

とうひょうじ てつた ひつよう かた にゅうじょうけん いっしょ とうひょうじょ
投票時にお手伝いが必要な方は、入場券と一緒にこのカードを投票所で
わた
お渡してください。

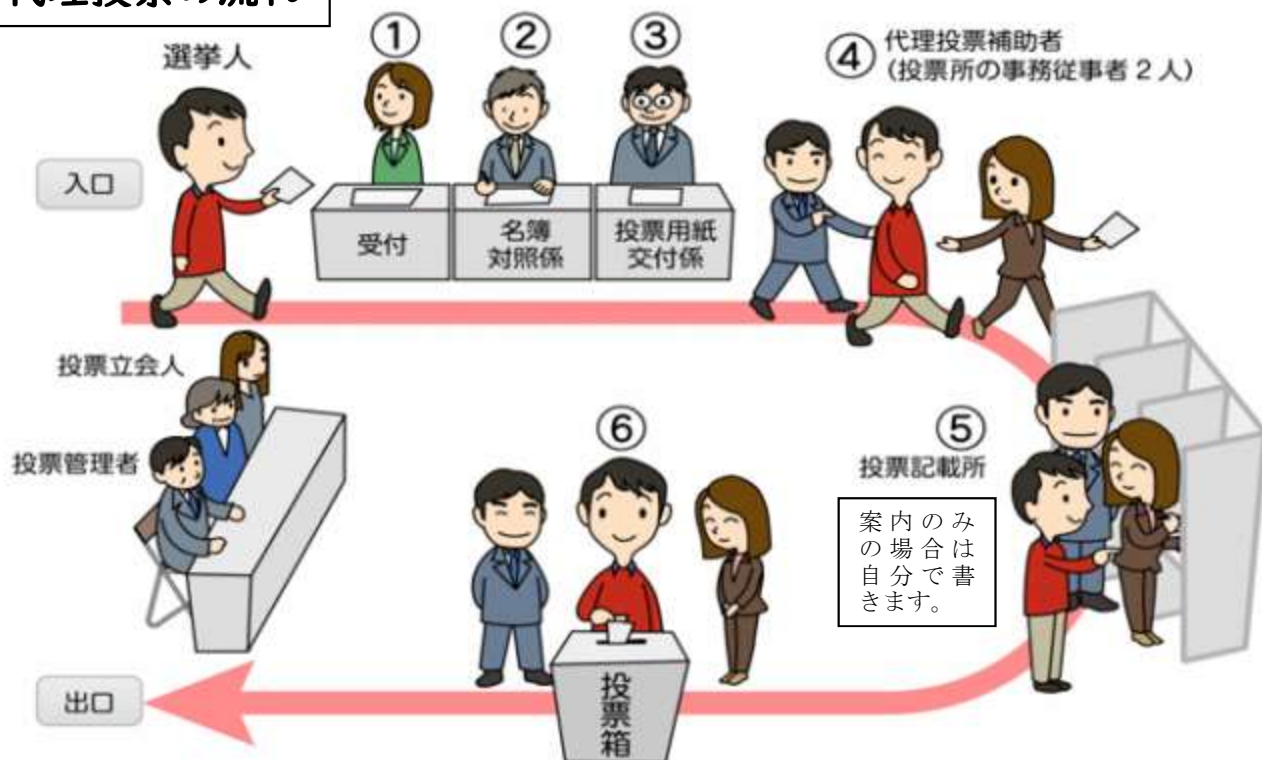
1. お手伝いをして^{てつだ}欲しい^ほことを選んで^{えら}（□の中に✓をつけて）ください。

- ☐ ^{だ い り と う ひ ょ う}代理投票をお願いします（設問2へ進む）
- ☐ ^{う け っ け}受付から^つ付き添って^そゆっくり^{あ ん な い}案内してください
- ☐ ^{み ま も}見守りを^{ね が}お願いします（^{こ ま}困っていたら^{こ え か}声掛けしてください）
- ☐ ^{ほ か}その他（ ）

2. 代理投票する時の意思確認方法の一つを選んで(□に✓をつけて)ください

- ☐ こうとう 口頭又はゆびさ 指差しでつた 伝えます
- ☐ こうほしゃ 候補者の氏名をゆびさ 指差し又はまた 読み上げてください。へんじ 返事やうなずき、あいず まばたきなどで合図します
- ☐ メモを渡し、わた 職員しょくいん の記載確認にきさいかくにん 返事やうなずきなどでへんじ 合図しますあいず
- ☐ その他（ほか）

だ い り と う ひ ょ う な が 代理投票の流れ



※代理投票は、ご自分で投票用紙に書くことが難しい場合に、投票所の職員に記載を依頼することができる制度です。投票する方本人の意思に基づき代筆を行うものであるため、どの候補者等に投票したいのかを、意思表示する必要があります。

意思表示の方法



「代理投票」まとめ

(高知市選挙管理委員会ホームページより抜粋)

代理投票は、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合に、その選挙人本人の意思に基づき、補助者が代わって投票用紙に記載する制度です。

●代理投票を希望される場合は、お越しいただいた投票所の投票管理者に、その旨お伝えください。なお、選挙人の家族や付き添い人の方は、本人の意思確認等を行う投票手続きには関与できません。

●代理投票では、投票の公正を確保するため、投票管理者が投票所の事務に従事する者のうちから2人の補助者を定めます。代理投票では、選挙人の意思を確実に確認することが求められるため、本人の意思を確認できないときは、投票できません。